

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和2年4月)

4月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分内容	違反の条項	主たる違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	札幌通運株式会社（法人番号4430001020074）代表者 柏木 稔	北海道札幌市中央区大通西8丁目2番地6		輸送管理課（通運）営業所	北海道札幌市白石区流通センター5丁目1-10		R2.4.22	輸送施設の使用停止（30日車）	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第9条第3項後段、法第17条第1項	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第9条第3項後段、法第17条第1項	令和元年11月25日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 （1）事業計画事後届出義務違反【営業所の位置の変更】（貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第3号）、（2）疾病・疲労等のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）	3	3
2	有限会社旭東建材（法人番号2450002001759）代表者 中野 建吉	北海道旭川市東七条7丁目2番14号		本社営業所	北海道旭川市東七条7丁目2番14号		R2.4.22	輸送施設の使用停止（220日車）	貨物自動車運送事業法第17条第4項	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和元年11月25日、改善報告不履行を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。 （1）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条第1項、第2項、第3項）、（2）点呼の記録の改ざん・不実記載（安全規則第7条第5項）、（3）乗務等の記録の改ざん・不実記載（安全規則第8条）、（4）運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、（5）運行指示書の作成、指示又は携行義務違反（安全規則第9条の3第1項から3項）、（6）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）	22	26
3	有限会社三興産業（法人番号7430002004626）代表者 三上和宏	北海道勇払郡むかわ町穂別441番地54		本社営業所	北海道勇払郡むかわ町穂別441番地54		R2.4.22	輸送施設の使用停止（60日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第17条第1項、法第17条第3項、法第17条第4項	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第17条第1項、法第17条第3項、法第17条第4項	令和元年11月27日、公安委員会からの通知等を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。 （1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）疾病・疲労等のおそれのある乗務（安全規則第3条第6項）、（3）過積載運送（貨物自動車運送事業法第17条第3項）、（4）過積載運送防止の指導監督の怠慢（安全規則第4条）、（5）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（6）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）	6	6
4	有限会社開陽総業（法人番号8430002004626）代表者 櫻田 磨彦	北海道札幌市厚別区もみじ台北5丁目7番11号		石狩営業所	北海道石狩市新港西3丁目771番6		R2.4.22	輸送施設の使用停止（40日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第9条第1項、法第17条第1項、法第17条第4項	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第9条第1項、法第17条第1項、法第17条第4項	令和元年11月27日及び令和2年1月8日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。 （1）事業計画変更認可義務違反【自動車車庫の位置及び収容能力】（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号）、（2）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（3）点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、（4）運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、（5）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（6）特定運転者に対する特別な指導義務違反（安全規則第10条第2項）	4	16

